

北九州市ネット及び簡易集積容器の貸与及び譲渡に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみステーションにおけるカラス、犬、猫等によるごみの散乱防止及びプラスチック製容器包装等の分別収集に伴う飛散対策のために必要な用具をごみステーションの利用者に対し貸与することにより、まちの美観向上及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 用具の貸与を受けることができる者は、ごみステーションを利用する者の代表者とする。

(貸与の要件)

第3条 貸与の要件は、次のとおりとする。

- (1) ごみステーションの利用者の中から代表者を選出すること。
- (2) 利用する世帯で協力して適正に管理すること。
- (3) 家庭ごみ・資源化物の散乱防止以外の使用及び転貸、売却をしないこと。
- (4) 歩行者及び車両等の通行に支障をきたさないこと。
- (5) ごみ収集後は速やかに片付けることとし、紛失、盗難、破損等のないように維持管理を行うこと。
- (6) 用具の維持補修等が生じた場合はその費用を負担すること。

(貸与する用具)

第4条 貸与の要件を満たす者に対し、予算で定める範囲内で用具を貸与する。

2 貸与する用具は次のとおりとする。

- (1) ネット(3m×4m、2m×3m、2m×2m)
- (2) 簡易集積容器(90cm×90cm×90cm、70cm×70cm×70cm)

3 前項の貸与は、原則として1ごみステーションにつき、ネット、簡易集積容器のいずれか1枚(個)とする。

(貸与の期間及び回数)

第5条 用具の貸与期間は1年とする。

2 貸与の回数は、2回までとする。ただし、2回目の貸与は1回目の貸与から1年以上経過したごみステーションとする。

(無償貸与)

第6条 用具の貸与は無償とする。

(貸与の申請)

第7条 用具の貸与を受けようとする者は(以下「申請者」という。)は、「ネット・簡易集積容器貸与申請書」(第1号様式または第1号様式の2)を所管の環境センター所長へ提出しなければならない。

(貸与の決定及び受領)

第8条 環境センター所長は申請書に基づきステーションの所在及び重複申請の有無等を確認のうえ、貸与を決定する。

2 前項の結果については、「ネット・簡易集積容器貸与決定通知書」(第2号様式)により申請者へ通知を行う。

- 3 用具を受領した申請者は、「ネット・簡易集積容器貸与物品受領書」（第3号様式）を所管の環境センター所長へ提出するものとする。

（貸与の取り消し）

第9条 環境センター所長は、用具を貸与した申請者が次のいずれかに該当するときは、用具の貸与を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件を満たしていないとき。
 - (2) その他環境センター所長が用具を貸与する必要がないと認めたとき。
- 3 環境センター所長は、前項により用具の貸与取り消しを決定した場合は、「ネット・簡易集積容器貸与取消決定通知書」（第4号様式）により当該申請者へ通知を行う。

（届出事項）

第10条 用具の貸与を受けている申請者が次のいずれかに該当するときは、速やかに所管の環境センター所長に届出なければならない。

- (1) 貸与期間中に用具を返還するとき。
 - (2) 貸与期間中に用具を紛失したとき。
- 2 前項に該当する場合は、「ネット・簡易集積容器返還・紛失届」（第5号様式）により届出を行う。

（用具の返還）

第11条 用具の貸与を受けている申請者が次のいずれかに該当するときは、直ちに用具を返還しなければならない。

- (1) 第9条の「ネット・簡易集積容器貸与取消決定通知書」（第4号様式）を受けたとき。
- (2) 第10条1項第1号及び2号の届出を行ったとき。
- (3) その他局長が必要と認めたとき。

（譲渡の要件）

第12条 第5条の用具の貸与期間を経過し、かつ継続してごみステーションにおいて使用する場合は、無償で譲渡するものとする。

- 2 譲渡は貸与期間内に第10条に基づく届出がない場合は、譲渡の希望があったものとみなす。

（譲渡された場合の遵守事項）

第13条 用具の譲渡を受けた申請者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 用具を他の目的で使用しないこと。
- (2) 用具を他に譲渡及び売却しないこと。
- (3) 用具が不要になった場合は、譲渡を受けた申請者が責任をもって処分すること。

（免責）

第14条 用具の使用に起因して生じた事故及び損害等については、市は責任を負わないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めのない事項は、その都度環境局長が定めるところによる。

付則（平成18年1月27日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則（平成18年12月1日）

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

付則（平成 28 年 5 月 25 日）

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

付則（令和 2 年 10 月 26 日）

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。